

国庫をも枯渇させる 国税敗訴の還付加算金

香 港に居住地を移して武富士株を贈与するスキームを争った武富士事件は、最高裁判決で、国側逆転敗訴となり、加算税、延滞税を含め1,585億円納付していたものに、約400億円の還付加算金が付いて、約2,000億円が還付されました。国庫が一時的に枯渇したと言われています。

還 付加算金は国税側からの利子に相当するもので、4%余の利率で計算されることになっており、納税者側の早期納付の場合の延滞税率と同じもので、納税者にも国税側にも、適正申告納付・適正課税執行を促すものとして制度化されているものです。

大 企業が税務否認を受けると、延滞税が大きくなる

ことを回避するため、速やかな納税をしておくことが通例で、その結果、東京都銀行税事件、旺文社事件、ガイダント事件など税額が巨額な国側敗訴の事例でそれぞれ巨額な還付加算金が発生しています。

次 の巨額還付加算金発生が予測されるのは、武田薬品の移転価格を巡る係争です。武田薬品のホームページでのニュースリリースによると、更正処分を受けた課税所得金額は1,223億円、地方税を含めた追徴税額は571億円です。

武 田薬品更正処分事件とは、武田薬品からアメリカの同社子会社への製品供給価格が低すぎるとして、大阪国税局が2006年6月28日に更正処分をしたことに端を発する

税務係争事件です。武田薬品は、異議申し立てをするとともに、日米二重課税の解消を目的として、国税庁に対し、米国との相互協議申し立てもしていました。

20 11年11月4日の武田薬品のニュースリリースで、国税庁より、米国との相互協議が合意に至らず終了した旨の通知がこの日にあった、と報じられました。

相 互協議決裂の結果、一旦中断していた国税局への異議申し立て手続きが再開されたところ、このほど4月6日、国税局より、原処分により更正された所得金額1,223億円のうち977億円を取り消す異議決定が出されました。納付から、すでに5年半も経過していますので、武富士事件の3分の1程度の規模ながら、100億円以上の還付加算金の発生となる可能性は大きいと言えます。

この季節、麦畑を麦秋、竹林を竹の秋といいますが、竹が若竹となり新芽を出す、入れ替わりに、古葉は黄色みをおびてはらはらと落ちます。竹林は竹落葉が一面に敷きつめられ、あたりを金色に染め上げます。「水の中まで竹の葉の散り敷ける 爽波」
15日までに、所得税の予定納税額が通知されます。
5日芒種、21日夏至。



モノマネから出発して、
独創にまでのびていくのが、
我々日本人のすぐれた性質であり、
たくましい能力でもあるのです。

(野口英世)

6月の税務メモ

(国 税)	(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く) ○ 所得税の予定納税額の通知 (税務署長より) ○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間(予定)申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間(予定)申告 ○ 個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)
11日	15日
7月2日	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。